

令和7年度 転入予定者の入園申し込みについて

佐渡市子ども若者課

保育園に入園希望の方は、事前に保育の必要性の認定を受けていただく必要があります、認定申請をするためには、佐渡市に住所を有している必要があります。

そのため、原則は、住民登録をしたうえで認定兼入園申請をしていただくことになりますが、保育園の利用調整（※1）を行う上で、転入前に認定兼入園申請書及び保育を必要とする事由の証明書を提出することができます。

ただし、認定及び入園の承諾は佐渡市に住民登録がある方のみとなりますので、転入後、速やかに佐渡市本庁子ども若者課へご連絡ください。

なお、利用調整の結果、希望の保育園を利用できない場合や、保育を必要とする事由（※2）により、入園承諾ができない場合がありますので、ご注意ください。

新年度以降、佐渡市に転入予定の方で、保育園の利用を希望する場合、下記の3点をそろえて、子ども若者課園児支援係までご提出ください。（郵送可）

オンライン申請で申し込まれる場合、下記②・③をあらかじめ、お手元にご用意ください。申し込み時にデータで添付していただきます。

【提出書類】

① 支給認定兼入園申請書

- ・「保護者住所」欄は、現住所をご記入ください。
- ・「上記以外の居住地」欄は、佐渡市への転入後の住所をご記入ください。
確定していない場合は空白で構いません。
- ・世帯の状況、保育を必要とする事由は、佐渡市への転入後の状態をお書きください。

② 保育を必要とする事由の証明書類（就労証明書）

③ 生活調査票

※父、母どちらかが佐渡に転入されなく、お子さんが令和7年度 2歳児クラス以下に該当する方は、令和6年度課税証明書を依頼する場合があります。

【送付先】

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市役所 子ども若者課 園児支援係

※1 利用調整・入園申請が多数で利用可能な定員数を上回る場合など、保育の必要性の優先度により、利用可能な方を選考するものです。

※2 保育を必要とする事由・就労していない方や、家事手伝いなど、保育を必要とする事由に該当しない場合は、保育園を利用できません。

お問い合わせ

佐渡市役所 子ども若者課 園児支援係

TEL：0259-63-3126